

(別紙様式2)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：茨城県
農業委員会名：水戸市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	4110	2240	2240	0	0	6350
経営耕地面積	2913	740	576	119	45	3771
遊休農地面積	134	183	183	0	0	317
農地台帳面積	3629	3850	3633	201	16	7479

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	4243
自給的農家数	1606
販売農家数	2637
主業農家数	337
準主業農家数	656
副業的農家数	1644

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3788
女性	1923
40代以下	281

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	263
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	9
農業参入法人	32
集落営農経営	7
特定農業団体	0
集落営農組織	7

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	22
認定農業者	—	16
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	3
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	20	20	17

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	6,360ha	1,640ha	26%
課 題	水戸市農業基本計画(第4次)後期計画において、令和5年度の集積率の目標を50%としており、年度別に設定した集積目標は、おおむね達成しているため、今後とも、関係機関等と連携を図りながら、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地集積活動を継続する。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
2,035ha	1,808ha	168ha	89%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	地域の話し合いにより、農地中間管理事業を活用しながら、担い手への農地集積を進める。
活動実績	土地改良事業を実施する地区をはじめ、地域での農地集積の機運が高まっている地区内の耕作者及び農地所有者に対し、集積・集約化に向けた支援に係る制度の説明や提案を行うとともに、利用権による貸借の積極的な締結を働きかけた。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	関係機関と連携しながら集積活動を周知することに努めたが、集積目標には至らなかった。
活動に対する評価	土地改良事業を実施する地区を中心に、中間管理事業を活用した農地利用の集積が着実に進んでいる状況にあり、今後も引き続き、目標達成に向けた集積率の向上を図る必要がある。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数
	2 経営体	4 経営体	11 経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積
	0.58 ha	1.9 ha	8.4 ha
課題	担い手や後継者が不足している現状があり、新規参入者の確保が難しい状況にあるため、新規参入を促進する支援やそれにつながる周知等を図っていく必要がある。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
10 経営体	9 経営体	90%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
4 ha	8.4 ha	210%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	市独自の新規支援策により、新規参入者の確保を目指す。
活動実績	市農政担当課等の関係機関及び農業委員及び推進委員と連携し、年間を通して新規の就農希望者に対して、農地の取得又は借入についての相談に応じる活動を実施した。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	関係機関との連携を図りながら、農業委員会が担う農地のあっせん活動に努めたが、参入目標には至らなかった。
活動に対する評価	市農政担当課所管の新規参入者に係る補助支援策に対して、複数の相談があった中から、2経営体の交付実績があった。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	6,677ha	317ha	5%
課 題	農地中間管理事業を積極的に利活用するほか、農地中間管理機構の借受基準に満たない遊休農地への対応が必要である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
20ha	0.2ha	1%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
活動計画	農地の利用状況調査	44 人	通年	11月
	調査方法	農業委員と農地利用最適化推進委員が協力し合いながら、年間を通じて農地の利用状況調査を行い、必要に応じ、遊休農地の発生防止に関する啓発活動と農地の適正管理等についての指導を行う。		
	農地の利用意向調査	調査実施時期:11月～12月		
	その他の活動			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数) 44 人	調査実施時期 通年	調査結果取りまとめ時期 11月
	農地の利用意向調査	調査実施時期 1月	調査結果取りまとめ時期	2月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 117 筆	調査数: 0 筆	調査数: 0筆
		調査面積: 7.1ha	調査面積: 0 ha	調査面積: 0ha
その他の活動				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標を大きく下回り、解消実績はほぼ横ばいであった。
活動に対する評価	今後も引き続き、農地中間管理事業の活用や担い手の確保に向けて、人・農地プラン実質化の取り組みと連携しながら進めていく必要がある。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	6,360ha	0ha
課 題	土砂等の埋め立てや不適切な農地改良に対して、十分な監視をしていく必要がある。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	通年、現況確認や農地利用状況調査(農地パトロール)に合わせて違反転用のパトロールを行う。また、問題が生じた場合には、早期解決を図るため、農業委員を中心に問題解決を図る。
活動実績	通年、農業委員及び農地利用最適化推進委員が地域で農地利用状況調査(農地パトロール)を実施し、現況確認にあわせて違反転用のパトロールを行った。
活動に対する評価	引き続き、農地利用状況調査(農地パトロール)を実施し、違反転用の未然防止に努める必要がある。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 153件、うち許可 153件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の精査及び現地調査により確認している。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	農地法に基づき、総会において審議後許可している。			
	是正措置				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	153件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録をホームページで公開している。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20日	処理期間(平均)	20日
	是正措置				

2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 342件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の精査及び現地調査により確認している。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	農地法に基づき、総会において審議後許可している。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録を市ホームページで公開している。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 23日	処理期間(平均)	23日
	是正措置				

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	22 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	21 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	3 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	3 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	0 法人
	提出しなかった理由	
	対応方針	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0 法人
	対応状況	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 1,446 件 公表時期 令和3年4月 情報の提供方法:農業委員会だより及び市ホームページで公表している。
	是正措置	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 2,718 件 取りまとめ時期 令和3年3月 情報の提供方法:議事録を市ホームページで公開している。
	是正措置	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 7,479 ha データ更新:農地転用の許可や農用地利用集積計画に基づく利用権設定及び農業者からの申告・届出・申請等並びにその他補足調査を踏まえて随時更新している。 公表:全国農地ナビで一部公表している。
	是正措置	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	<要望・意見> <対処内容>
----------------	-----------------------

農地法等によりその権限に属された事務	<要望・意見> <対処内容>
--------------------	-----------------------

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 **2** 件

提出先及び提出した意見の概要	(一社)茨城県農業会議を通じて、国及び県に対しての意見・要望(令和3年度国・県農業施策に対する意見・要望)を提出した。 うち、県知事に対しては、「不在地主の農地について」、「軽油引取税の課税免除の特例措置(免税軽油制度)の見直しについて」、「農事組合法人が分配する従事分量配当等の特例について」の事項を意見として提出し、国に対しては、「コロナ禍における農家への支援について」の意見を提出した。 水戸市長に対しては、令和2年度農地等の利用の最適化の推進に係る要望として、主に、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農業者等への支援について」、「担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進及び農道舗装等」の事項について要望書の提出を行った。
----------------	---

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--